

第5回紙加工品(衛生用品分野)物流研究会 -業種横断的な物流標準化の取組-

国土交通省 物流・自動車局
物流政策課

令和6年6月21日

- **物流標準化の取組**

- その他の取組

業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 中間とりまとめ(令和4年6月27日公表)
- ・パレット標準化推進分科会

コンテナ等

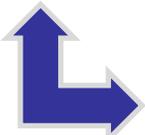
- モーダルシフト推進・標準化分科会 とりまとめ (令和5年11月29日公表)
- ・モーダルシフト推進・標準化分科会



日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン -ver.2.01- (令和5年2月2日公表)



連携協力

業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン (令和2年3月27日公表)
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン (令和5年3月28日公表)
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン (令和4年4月18日公表)
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン (令和4年5月20日公表、令和6年5月13日改訂)
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン (令和5年3月24日公表)
- ・花き流通標準化検討会

⋮

物流標準化の取組

概要

令和3年6月15日に閣議決定された新しい総合物流施策大綱では、取り組むべき大きな柱のひとつとして「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」を提言。
 物流DXの推進のためには、その大前提として、物流を構成するソフト・ハードの各種要素の標準化が必要不可欠。長年の課題であった物流標準化を実現するため、長期的視点でその課題や推進方策を議論・検討するため「官民物流標準化懇談会」を設置・開催。

- **第1回 官民物流標準化懇談会（令和3年6月17日）**
 - ・物流標準化の重要性や意義、検討すべき課題や、議論にあたって留意すべき観点等について確認。
 - ・懇談会の下に個別の標準化テーマごとの分科会を設け、専門家の意見等も聞きながら標準化の方策について検討を進めていくことを決定。
 - ・具体的には、まずは先行的に物流機器（パレット等）の標準化について検討する分科会の設置・開催を決定。
- **第2回 官民物流標準化懇談会（令和4年7月28日）**
 - ・物流をとりまく全ての関係者に向けて、物流標準化の必要性と取組を呼び掛け。
 - ・「パレット標準化推進分科会」中間とりまとめを受けた今後の対応や、その他の物流標準化の取組について議論・検討・発信。
- **第3回 官民物流標準化懇談会（令和5年9月6日）**
 - ・「パレット標準化推進分科会」や7月に立ち上がった「モーダルシフト推進分科会」の進捗、各分野で策定した標準化アクションプラン・ガイドラインへの取り組み状況の確認や、その他の物流標準化の取組について議論・検討・発信。

「官民物流標準化懇談会」構成員（五十音順、敬称略）

荒木 毅	日本商工会議所 国土・社会基盤整備専門委員会 委員長
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
栗島 聡	公益社団法人経済同友会 幹事
真貝 康一	一般社団法人日本物流団体連合会 会長
神宮司 孝	ロジスティード株式会社 副社長執行役員
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
寺田 大泉	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
長尾 裕	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
野田 耕一	一般財団法人日本規格協会 理事・規格開発本部長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
堀切 智	NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社 副社長執行役員
	兼 日本通運株式会社 代表取締役社長
松本 秀一	S Gホールディングス株式会社 代表取締役社長
馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会 副会長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
米田 浩	一般社団法人日本倉庫協会 理事長
宮浦 浩司	農林水産省 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
南 亮	経済産業省 大臣官房総括審議官
鶴田 浩久	国土交通省 自動車局長

※名簿は令和5年9月時点

物流情報標準ガイドライン 概要

■ 策定の背景・目的

- 物流業界では、書面手続や対人・対面によるプロセスの多さ、トラック積載効率の低迷等が大きな課題となっている。また、各企業個別にデジタル化を図った結果、相互に円滑な情報の受け渡しがしにくく、サプライチェーン全体としての効率性が損なわれている。
- 解決策の1つであるデジタル技術の活用、データの可視化・連携のためには、その前提として情報に関する標準化が必要であり、「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」でも、物流・商流データ基盤の構築等をはじめとした標準化の推進の重要性が盛り込まれている。
- 本ガイドラインは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なメッセージやデータ項目の標準形式を定めるものである。

■ 構成

- 「物流XML/EDI標準」や「UN/CEFACT」「ISO」「GS1」など、物流分野の国内標準、グローバルなコード体系をベースに規定

物流業務プロセス標準 （物流業務プロセスの標準化）	物流業務におけるデータ交換の標準的手順を規定。運送計画や集荷、入在庫、配達などのプロセス単位に、誰が、誰に対し、どの情報を、どの順序で受け渡すのかについて記載。（例：「入庫プロセス」では、寄託者Aが倉庫事業者に対し、「入庫予定情報」を送信。倉庫事業者は入庫作業後に、「入庫報告情報」を、寄託者Aに送信 等）
物流メッセージ標準 （物流情報標準メッセージレイアウト）	物流業務におけるデータ交換の際に必要なデータ項目や、データ項目の定義、値の型（属性と最大桁数）等を定義。（例：「入庫予定情報」には、「入庫予定日」「貨物明細」「荷届先」等の情報を含め、「入庫予定日」の値の型は英数型の8桁とする 等）
物流共有マスタ標準 （物流情報標準共有マスタ）	各業界PF（業界ごとの利用モデル）が共通マスタとして使用する事業所情報、車輛情報、商品情報、輸送容器情報について、必要なデータ項目やデータ項目の定義、値の型（属性と最大桁数）等を定義。（例：「車輛マスタ」には、「自動車登録番号」「車輛種別」「最大積載量」等の情報を含め、「自動車登録番号」の値の型は文字型の24桁とする 等）
コード標準化に対する方針	物流情報標準メッセージレイアウトおよび物流情報標準共有マスタで使用する日付表現や場所コード、企業コード、商品コード、出荷梱包コード等について、必須コードと推奨コードを規定。

- 「物流情報標準ガイドライン」掲載先：
<https://www.lisc.or.jp>
- システム構築にあたっては、物流情報標準ガイドラインへの準拠をご検討ください。
- 物流情報標準ガイドラインに関するお問合せは、上記ガイドライン掲載サイト内の問合せ先をご参照ください。



	必須	推奨	業界により推奨
When	ISO 8601-1:2019【ISO】 JIS X 0301【JIS】	-	-
Where	郵便番号コード【日本郵便】	位置情報コード【SIPスマート物流サービス】 UNLOCODE【港及び地名コード【UN/CEFACT】】 GLN【企業・事業所識別コード【GS1】】	-
What	自動車登録番号 【国土交通省】	GTIN【商品識別コード【GS1】】 SGTIN【商品用の個別識別コード【GS1】】 GRAI【リアップル資産識別コード【GS1】】 SSCC【出荷単位シリアル番号【GS1】】 コナチ番号【ISO6346【ISO】】 空輸貨物用機材識別番号【専用コンテナ パレット】ULD No.【航空キャリア】】 船舶識別番号【IMOナンバ】-【IMO】 航空会社コード【IATA No.【IATA】】、ICAO No.【ICAO】】	医薬品及び医療機器の商品マスタとして 保有・活用されているMEDISのコード
Who	法人番号【国税庁】	基本GLN【GS1】	業界VANとして保有・活用するFINET、 FISNET、MD-Net、MDBで使用される 取引先コード

物流情報標準ガイドラインの準拠企業(準備中企業を含む)

- Gaussy株式会社



- 中西金属工業株式会社



- WingArc1st株式会社



- 株式会社丸和運輸機関



- ascend株式会社



- 株式会社アイディオット

- 株式会社LOZI



- 株式会社ドコマップジャパン



- 株式会社TSUNAGUTE

- 富士通株式会社



物流系SPを中心にデータ基盤外でも普及拡大中

- 物流標準化の取組

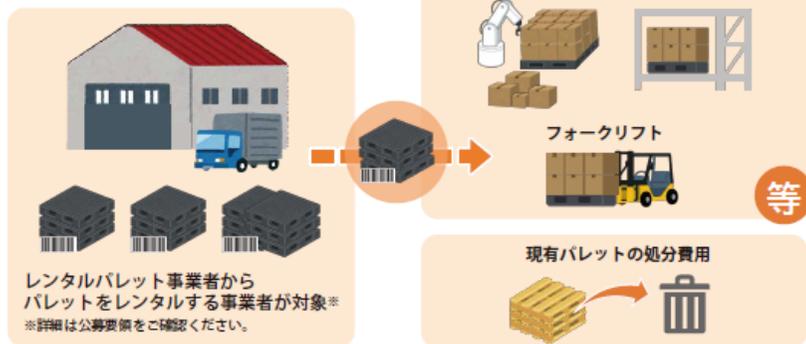
- **その他の取組**

物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

パレットを導入する 物流事業者・倉庫事業者・荷主等の方へ

補助金
補助率 **1/2** (上限あり)
※1事業者あたり最大6百万円までの交付となります。

補助対象例



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

パレット標準化促進事業事務局

HP: <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL: 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

QRコード



補助対象・補助要件となる設備

補助対象事業者

指定の共同管理主体からレンタルパレットの提供を受ける物流事業者、倉庫事業者、荷主等が補助対象事業者になります。

補助対象・要件

補助対象	要件
① パレット※1の導入に伴う搬送設備等の導入費用、改修費用、処分費用	パレットを運搬・荷役する設備 【搬送設備例】※2 ・パレタイザー ・ラック ・ハンドリフト ・フォークリフト ・パレットローラー ・垂直搬送機 ・フィルム包装機 ・輸送・保管ボックス
② 現有自社パレットの処分費用	標準仕様パレット導入にあたって不要となった現有自社パレットの処分費用

※1 本事業において求められるパレットとして、「平面サイズ1,100mm×1,100mm」「調達形態がレンタルである」等の要件を満たし、かつ主に輸送用として用いる必要があります。

※2 【搬送設備例】に列挙したものを以外でも、上記パレットの導入に伴う設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

補助対象・要件の詳細はHP公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、マイページからアップロードしてください。



申請受付期間

申請受付開始 令和6年6月14日(金) 14:00~	申請受付終了 令和6年7月11日(木) 16:00
-------------------------------	------------------------------





物流データの標準化促進に向けた オープンプラットフォーム構築支援事業

物流効率化を図る

荷主企業・物流事業者等

から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

<協議会の構成>

- ・荷主企業2社以上(必須)
- ・物流事業者(貨物運送事業者、倉庫事業者等)
- ・その他物流に係る関係者(物流システム事業者等)

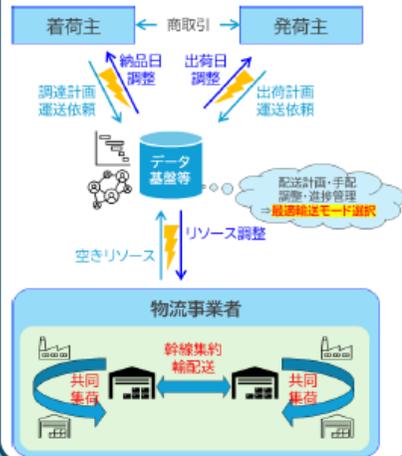
補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送等に取り組む実証事業

※補助対象経費については、2ページ目に記載のとおり

取組イメージ例

⚡ 物流情報標準ガイドライン準拠のデータ形式



補助率

補助対象経費の

1/2 以内で交付
(上限あり)

最大3千万円程度の交付となります。

申請受付期間

2024年5月17日(金)13:00～
2024年6月21日(金)15:00
必着

事業実施期間

交付決定日～2025年2月7日

事業の要件

物流情報標準ガイドラインへの準拠



「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的な内容については公募要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。

補助対象経費

①	物流情報標準ガイドラインへ準拠するための費用
②	物流情報ガイドラインに準拠したシステムの導入、改修費用
③	物流・商流データ基盤の利用料
④	共同物流の実施に際して要する費用のうち、流通経済研究所が認めた経費

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用webサイトを必ずご確認ください。

本事業のwebサイトURL:

https://www.dei.or.jp/research/research03_logistics_support

本事業のwebサイトQRコード

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



お問い合わせ先

公益財団法人流通経済研究所 物流標準化推進事務局

✉ logistics.support@dei.or.jp

☎ 03-5213-5434 (平日 10:00-16:00)

モーダルシフト加速化緊急対策事業のお知らせ

**荷主・利用運送事業者・実運送事業者等
から構成された協議会の方々へ**

補助金
補助率 1/2 以内 (上限あり)
鉄道輸送上限 3 億円
船舶輸送上限 1 億円
まで交付します!



補助対象機器例



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

モーダルシフト加速化緊急対策事業事務局

TEL: 050-5482-3499 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

H P: <https://pacific-hojo.com/modalshift/>



補助対象

補助対象事業者について

本事業の補助対象事業者は以下の①②のいずれも満たす者となります。

①荷主企業及び貨物運送事業者等の物流に係る関係者によって構成された協議会

②実施事業についての計画を作成し、当該計画が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号、以下「物流総合効率化法」と略す。)第4条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた者。

物流総合効率化法についてのURLはこちら ▶ <https://www.mlit.go.jp/selsakutokatsu/freight/bukkouhou.html>



対象設備・機器	
分類	具体例
コンテナ	ドライコンテナ (20ft/31ft/40ft)、 定温 (冷蔵・冷凍) コンテナ (MG(発電機)含む) 等
荷役機器	フォークリフト、トップリフター、リーチスタッカー等
トラック	冷蔵・冷凍トラック (船内電源設備を含む)、 大型コンテナ専用トラック等
輸送機器	トレーラー、シャーシ (冷蔵・冷凍機能、 それに必要な船内電源設備を含む) 等
その他の機器・設備等	GPS・通信機器、船内ドライバー用施設等

※上記記載の対象設備・機器に関しては一例となります。

不明な点は、公募要領等を確認のうえ、事務局までお問い合わせください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、マイページにてご申請ください。



申請受付期間

申請受付開始	申請受付終了
令和6年5月10日(金) 14:00	令和6年6月20日(木) 16:00



モーダルシフト等推進事業

令和6年度当初予算額 40.6百万円
(令和5年度補正予算額 123.4百万円)

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO2排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する（**物流GX**）。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進するとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

計画策定経費補助

運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

計画策定経費補助・運行経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引上げ等**を行う。

省人化・自動化機器の導入例

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

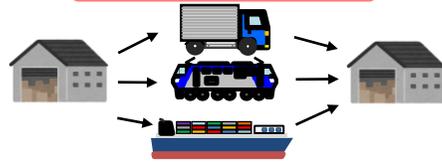
計画策定経費補助の支援対象となる取組

「総合効率化計画」の策定のための調査に要する費用が対象一例

協議会開催費用

データ分析費用

実証調査のための試験輸送費用

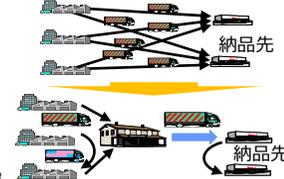


運行経費補助の支援対象となる取組

モーダルシフト



幹線輸送集約化



過疎地域のラストワンマイル配送効率化



【中継輸送の取組の促進(拡充)】

令和6年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用され、長距離幹線輸送を中心に、長時間労働の解決策として、一つの工程を複数人で分担する中継輸送が期待されているところ。一方、複数事業者間における中継輸送においては、交代・交換場所の確保や収益配分、運行管理等の調整に時間を要するため、促進には一層の**インセンティブが必要**。そのため、**中継輸送による物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象**とすることで、物流効率化の更なる推進を図る。

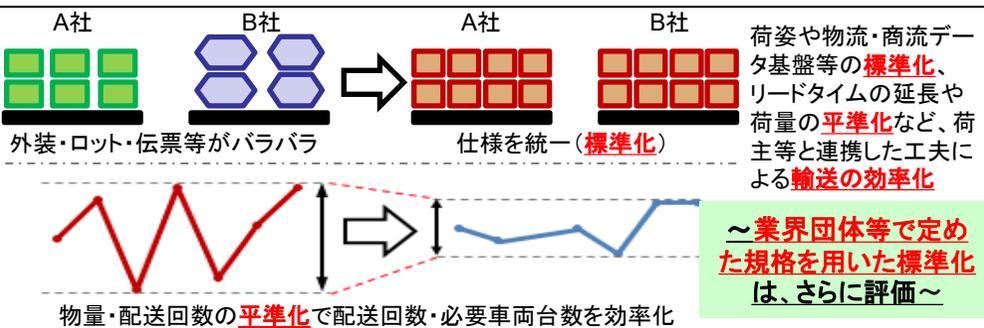
中継輸送の例



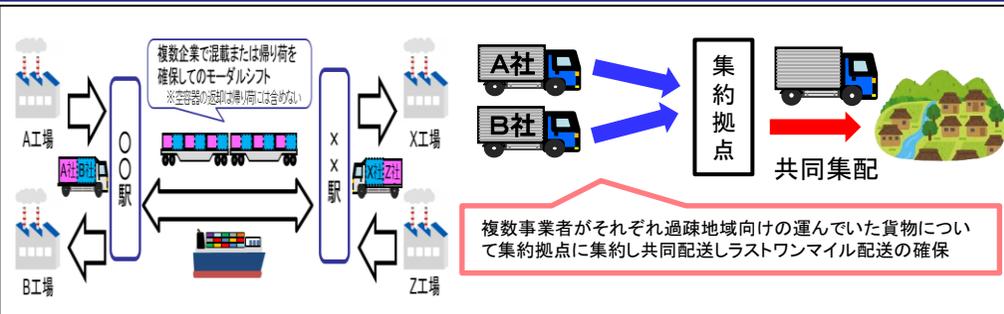
令和6年度 モーダルシフト等推進事業において優先的に採択する案件の例

※下記の取組を優先的に採択するが、これ以外の取組も採択対象とする。

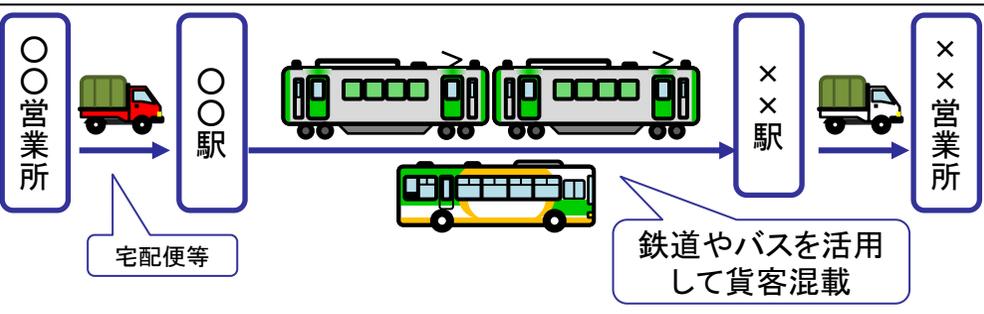
A) 荷主や輸送事業者等の連携・工夫による**輸送の効率化**



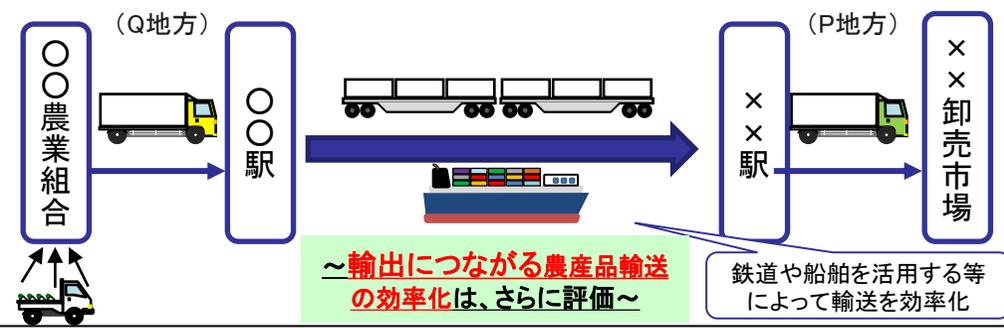
B) 複数企業による**混載または帰り荷を確保したモーダルシフト**や、**過疎地域**や館内物流における**共同配送**



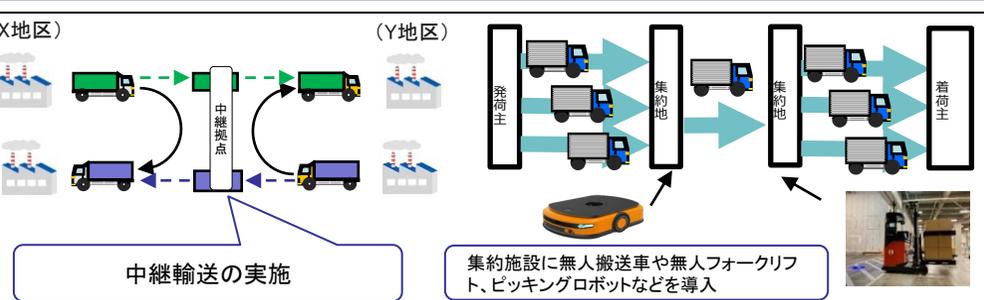
C) 旅客鉄道やバス等の空きスペースを活用した**貨客混載**



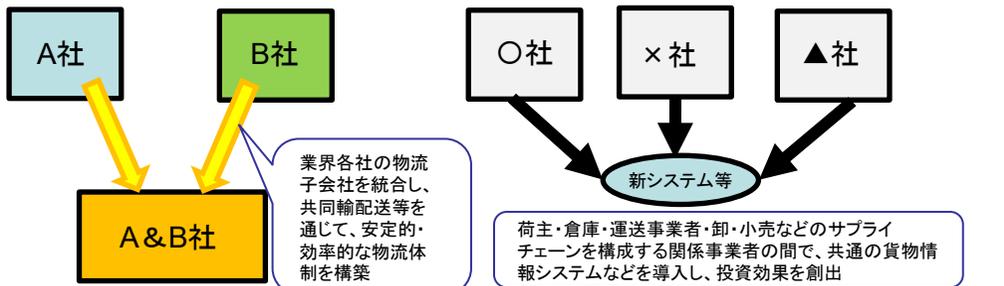
D) 鮮度保持コンテナの活用等による**農産品輸送の効率化**



E) **中継輸送**や流通業務への**省人化・自動化機器**を用いた輸送の効率化



F) 物流企業内や企業間の**事業再編**、企業間の**協調的投資**を伴う輸送の効率化



グリーン物流パートナーシップ会議

グリーン物流パートナーシップ会議



【経緯】

物流分野のCO2排出量削減等の環境負荷の低減や物流の生産性向上等を促進するため、荷主、物流事業者など関係者におけるグリーン物流の重要性についての認識の共有と交流を促進する会議として発足

【主催】 国土交通省、経済産業省
日本ロジスティクスシステム協会
日本物流団体連合会

【後援】 日本経済団体連合会

【設立】 平成17年4月

【会員数】 約3,400



【内容】

グリーン物流に向けた事業者等の自主的な取り組みの拡大に向けて、物流パートナーシップ優良事業者の表彰や取り組みの紹介等を実施

物流パートナーシップ優良事業者表彰

【目的】

物流分野における環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取り組みに対し、その功績を表彰することにより、企業の自主的な取り組み意欲を高めると共に、グリーン物流の普及拡大を図る。

【表彰の種類】

1. 大賞（大臣表彰）
2. 部門賞（局長級表彰）
 - ・物流DX・標準化表彰
 - ・物流構造改革表彰
 - ・強靱・持続可能表彰
3. 特別賞



令和5年度 国土交通省大臣表彰

【事業名】

「DFL、DXを活用した2024年
問題解決への取り組み」

【受賞者】

鈴与(株)、アサヒロジ(株)、住友精化(株)、ダイオーロジスティクス(株)、日本ノボパン工業(株)、(株)PALTAC、ユニリーバ・ジャパン(株)、ライオン(株)、(公財)流通経済研究所

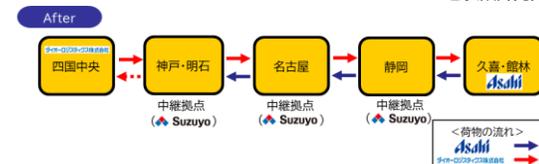
A. 包装設計の見直しと戦略車両の活用による運行

- 1.バラ積み⇒パレット積みにより、荷役作業を75分(120⇒45分)削減
- 2.包装設計見直しにより、積載効率を改善
- 3.車両大型化(積載量向上)により、必要車両台数を削減



B. 荷主のマッチングシステムを活用した中継輸送の実現

- 1.異なる荷主間での貨物マッチングにより、往復運行を創出
- 2.中継運行(3拠点)により、長距離帯の中継輸送を実現



C. 輸送工程の見直しによる車両台数の削減

- 1.システムを活用した発注量調整により積載効率を改善
- 2.発荷主、着荷主のリードタイム調整により直送化を実現

